

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ移行に伴う取扱いについて

新型コロナウイルス感染症につきましては、2023年5月8日から、「感染症法」上の位置づけが、5類に移行することが正式に決定したことを受け、傷害を補償する保険の特定感染症特約の取扱いを下記のとおりといたしますので、お知らせします。

記

1. 現在ご加入の傷害保険に付帯されている特定感染症特約の取扱いについて

今般の「感染症法」上の位置づけ移行により、補償対象となる感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病した場合、保険金支払いの対象外となります。

なお、2023年5月7日以前に発病し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

(注) 発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

2. 対象の契約

保険種目：傷害総合保険

証券番号：912300E751

保険始期：2023年2月1日

(注) 現在の契約内容は、所得・傷害保険加入者カードでご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、引受保険会社である損保ジャパンまたは取扱代理店までご照会ください。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 千葉支店法人支社
〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-4
TEL：043-243-3086

<受付時間>

平日：午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとしております。)

■取扱代理店

有限会社ちば共栄サービス
〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
TEL：043-248-1536

<受付時間>

平日：午前9時から午後4時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとしております。)